
議員全員協議会会議録

1 開催年月日 平成25年 6月 7日 (金)

開会 午後 4時14分

閉会 午後 5時59分

2 開催場所 京丹後市役所 議場

3 出席議員

1番	芳賀裕治	2番	中村雅
4番	谷津伸幸	5番	和田正幸
6番	岡田修	7番	足達昌久
8番	金田琮仁	9番	吉岡和信
10番	三崎政直	11番	池田恵一
12番	松本聖司	13番	藤田太
14番	谷口雅昭	15番	松本経一
16番	由利敏雄	17番	吉岡豊和
18番	川村博茂	19番	田中邦生
20番	森勝	21番	平林智江美
22番	橋本まり子		

4 欠席議員

3番	堀一郎
----	-----

5 会議録署名議員

10番	三崎政直	11番	池田恵一
-----	------	-----	------

6 議会事務局出席職員

議会事務局長 中田裕雄 議会総務課長補佐 奥垣由美子
 議会総務課主任 小石原正和 議会総務課主事 橋 香代子

7 説明のための出席者

市長	中山泰	副市長	大村隆
教育長	米田敦弘	企画総務部長	新井清宏
財務部長	糸井錦	市民部長	木村嘉充
健康長寿福祉部長	中村悦男	医療部長	梅田純一
会計管理者	中邑正樹	総務課長	安田勉
消防長	吉田件昨	教育次長	吉岡喜代和
監査委員事務局長	高田義一郎	防衛省地方協力局長	山内正和
防衛省防衛政策局次長	真部朗	防衛省地方協力局 地方調整課長	古屋剛
防衛省防衛政策局 防衛政策課企画官	小野功雄	防衛省地方協力局 地方調整課防衛部員	小松幸弘
防衛省近畿中部防衛局長	及川博之	防衛省近畿中部防衛局 企画部長	桝賀政浩
防衛省近畿中部防衛局 総務部総務課長	本間克哉		

8 協議事項

(1) 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画について

9 議 事

午後 4時14分 開会

○岡田議長 ただいまから議員全員協議会を開催いたします。

本日は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画について、近畿中

部防衛局から、京丹後市が行った再質問などについて回答を御説明いただき、質疑を行うこととしております。

また、今回は市への質問についても可能とすることとしております。

なお、本日、写真撮影の申し出があり、許可をしておりますので御報告申し上げます。

初めに、本協議会記録の署名議員について、１０番、三崎議員、１１番、池田議員の兩名を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

協議事項、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画についてを説明をお願いいたします。

地方協力局長。

○山内防衛省地方協力局長 防衛省地方協力局長の山内でございます。

本日は御多用中にもかかわらず、お時間を割いていただき、また、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地におけるTPY-2レーダーの追加配備について御説明の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

今回のTPY-2レーダーの追加配備は、相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など我が国周辺地域の安全保障環境が変化する中、弾道ミサイルによる攻撃から我が国を防衛するに際してより万全を期す上で、ぜひとも必要なものと考えております。本件につきましては、中山京丹後市長に対し、２月２６日に当初、事務次官より申し入れを行って以来、京丹後市からいただいた御質問や地元の皆様からの御疑問等に対し、都度、御説明などをさせていただいているところでございます。

市議会におきましても、３月１３日の市議会全員協議会において、佐藤防衛大臣政務官から御説明したほか、５月２０日の市議会全員協議会においても御説明の機会を与えていただいたところ です。京丹後市からはこれまでの説明を踏まえ、５月１６日に再質問をいただいたところであり、この後、これに対する回答について近畿中部防衛局長から御説明いたしますのでTPY-2レーダーの追加配備について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○岡田議長 近畿中部防衛局長。

○及川防衛省近畿中部防衛局長 近畿中部防衛局長の及川でございます。よろしくお願い申し上げます。

恐縮ですが座って説明させていただきます。

それではお手元に配付させていただいていると思いますけれども、５月１６日に京丹後市から再

質問を頂戴しております。これに対します回答書を、きょう配付させていただいているところがございます。

それでは回答いたします。まず、第一点の健康への影響についてございまして、①といたしまして、TPY-2レーダーが使用する電波では熱作用は支配的とのことだか、どのぐらいの時間の照射でどの程度の熱が発生するのかと。また、直接照射されなくても、その周囲に熱が発生、または伝搬することはあるのか。また、農産物や自然環境への影響について、環境汚染を引き起こすものではないということだが、鳥等への影響も同様であるのかという御質問が1点目でございます。

2点目の御質問でございますけども、強いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について研究による一貫性のある証拠は示唆されていないとのことだが、そもそもレーダーの電波は弱いレベルなのか。また、熱作用は起きないような弱い電波にさらされることによる人の健康への悪影響として、熱作用が起きないような弱い電波に相当する趣旨で一方で説明されているが、他方で本レーダーの熱作用については一概には回答できないと説明されており、一概には回答できないと説明される程度には熱作用が発生すると想定されるのだから、レーダー電波は熱作用が起きないような弱い電波では必ずしもないと受けとめられると。全体として整合性のある説明を求めると。これが2点目の御質問でございます。

この1と2につきまして、あわせて御回答させていただきたいと思います。

電波の熱作用は全身平均SAR、このSARといいますのは非吸収率のことを申ししておりまして、これは人間や動物が電波に当たることによって単位質量の組織に短時間に吸収されるエネルギー量をあらわしているものでございます。

この全身平均SARで体重1キロ当たり約4ワットを長時間浴びた場合、体温が約1度上昇し、これによりまして人体等にストレスが発生するなどの影響があらわれる可能性があると考えられております。

なお、電波による熱作用は、電波は生物に当たると一部が体内に吸収されて、そのエネルギーが熱となることで発生するものです。したがいまして、生物に直接、照射されなければ、熱は発生いたしません。電波は使用する際に、人体に影響を与える恐れのあると考えられる場合には、立入禁止区域を設定するなどの安全措置を講じることになっておりますが、立入禁止区域はこの全身平均SARの考え方をもとに熱作用により人体に有害な影響を及ぼさないよう、さらに一定の安全率を考慮して設定されております。

TPY-2レーダーの電波をどのぐらいの時間、照射すると人体にどの程度の影響を与えるの

かの実証データはございませんが、こうした安全措置によりまして、立入禁止区域外にいる人に熱作用による人体への有害な影響が生じることはございません。

具体的には、立入禁止区域外においては、携帯電話の電波は熱作用により人体有害な影響を及ぼさないのと同様に、そのような有害な影響が生じないとされている程度まで減衰するとともに、このような弱い電波に日常的にさらされることによる人の健康への悪影響について、現在実験で再現されたものはなく、世界保健機構も今日まで人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波に日常的にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しているところでございます。

また、万が一、誤って立入禁止区域内に立ち入ってしまったといたしましても、必ずしも瞬時に体温上昇等が発生するものではございませんので、その間に立入禁止区域外への退避することは可能でございます。

さらに鳥類への影響につきましては、熱による影響が生じるような高出力の電波は照射されている区域は限定的でございますので、海鳥等がそこを継続的に飛び続けるとは考えにくいと、影響は考えられません。

次に、③の御質問でございます。レーダー照射面がずれて地面に向くことが想定されるが、その場合不規則な反射等により影響を来すことはないのか。または、地表面を貫通するのであれば、その場合の環境等への影響はないのかという御質問でございます。

一般論として申し上げます、電波を地面に向けて照射すると電波の一部は地面によって反射され、一部は吸収されます。したがって、地面によって電波を反射しましても、その電波の強さは直接照射した場合のそれよりも弱まっていることに加えまして、電波は距離に応じて減衰するため、周辺集落の住民の方に健康被害を及ぼすといった影響は考えられません。

また、電波は放射性物質や薬剤等と異なり、環境汚染を引き起こすものではないため、地面に吸収された場合でも土壌が汚染されることは考えられません。

いずれにいたしましても、TPY-2レーダーの運用に当たっては、米国のオペレーターが24時間監視しており、地震等の自然災害が発生し、レーダー照射面がずれる恐れがある場合は、米国のオペレーターによってレーダーの電波照射は直ちに停止することによって、そのような事故は防止されるものと考えております。

次に④の御質問でございます。

レーダーの出力の程度が不明であることに起因する漠然的不安に関して、レーダーの探知性能は出力だけでなく、その他の送信技術、情報処理技術の性能によるとしか実施的に説明されてい

ないというところで、本レーダーは自動車の速度測定や気象レーダーなどでも使用されている周波数帯と説明されているのだから、例えばこれらのレーダーの例を引用して少しでも実態の理解につなげるような可能な限りの御説明を改めて願うという御質問でございます。

お答えいたします。T P Y-2 レーダーと同じXバンド帯の電波を使用するレーダーには、例えば生息進入レーダー、あるいは気象用Xバンド・レーダーなどがございます。生息進入レーダーは航空機の着陸誘導のために広く民間空港でも使用されており、おおむね20キロメートル先の航空機の誘導ができます。

また、気象用Xバンド・レーダーにつきましては、おおむね50キロメートル程度の範囲の気象状況を観測することができます。しかし、レーダーの探知性能は出力そのものだけではなく、小さい出力でレーダー電波を効率的に送信するための技術や、得られた電波信号を高性能に処理する技術など、電子的なコンピューター処理技術の性能にも左右されますので、レーダーの探知性能と出力は必ずしも相関関係はございません。

T P Y-2 レーダーに関しましては、電波はレーダー照射面から離れると減衰することに加えて、熱作用により人体に有害な影響を及ぼさないよう一定の安全率を考慮して立入禁止区域が設定されていることから、立入禁止区域外では人体に健康被害を及ぼす熱作用は生じないと考えております。

次に、⑤の質問でございます。

大気の状態が伝搬に及ぼす影響に関してでございまして、立入禁止区域に当たらないような一定遠方の地域については大気の状態による影響は無視できないのか。屈折等の影響を受ける場合は、大気の状態がどのようなときで、どのような方向、どの程度の距離の地域にどのような影響があるのかという御質問でございます。

回答申し上げます。一般論として申し上げれば、レーダーの電波の伝搬は気温、湿度、気圧といった大気の状態によってはレーダーの電波照射方向が屈折するなどの影響を受けることはございますが、このような大気の状態が電波伝搬へ及ぼす影響につきましては、通常、電波伝搬距離が長くなるほど影響が大きくなります。したがって、レーダーの直近においては大気の影響による電波の屈折はほとんど無視できるようなごく小さいものでございまして、海側上空に向かってレーダーが照射される経ヶ岬の場合においては、周辺集落の住民の方に向かっての健康被害を及ぼす電波の屈折は想定されません。

海側上空に向かって照射されたレーダーが、大気の影響により海側に向かうような大幅に屈折するなどの現象はレーダーの直近においては考えがたいところですが、発生する場合は、それは

相当程度遠方の区域においてでありまして、この場合にはレーダーの電波は距離に応じて減衰するため、熱作用が生じない程度に電波は弱まっており、いずれにしましても人体に健康被害を及ぼすことはないと考えております。

問2の日常生活への影響についてでございます。

騒音に関する質問でございます。特にその民家地域における夜間時等の静寂、安寧の確保は大前提であると。防音壁の万全化は当然重要だが、加えて音源での音の大きさと距離との関係も含めて説明を求めるという御質問でございまして、車力の例をもってその説明をされたいということでございます。

御回答申し上げます。米国からはT P Y-2レーダーの電源に防音壁を設置することにより、電源から約30メートル離れた米軍施設の境界付近においては、約65から70デシベル程度まで音が減少すると聞いていることから、さらに距離が離れている集落付近では音は65デシベルよりもさらに減衰するものと考えられます。音の距離による減衰は、音源の種類や地形など、さまざまな条件によっても異なるため一概には言えませんが、一般的には音源から200ないし300メートル離れた地点で30デシベル程度の減衰が得られるものとされております。

参考に騒音の目安の例を記載させていただいております。60デシベルですと郵便局の窓口周辺、あるいは博物館の館内程度の状態と。約50デシベルですと書店の店内、約40デシベルですと山村の田畑、山間の戸建て住宅地。これは昼間の状態でございます。また、30デシベルですと山間の戸建て住宅地の夜間の状況というような、こういう目安がその全国環境研の協議会から示されてございます。

いずれにいたしましても、防音壁の設置方法を工夫するなど、米側にはさらなる検討を講じるよう要請しているところでございます。

なお、例えば車力通信所では、発電機から防音壁を経て220メートル離れた入りロゲート付近では、音の大きさは36デシベル程度でございました。

次に、問3でございます。日常社会活動への影響についてでございます。①としまして、水の問題に関する御質問でございます。地域生活の安寧維持事態に直結する水の問題で、新施設での利用のゆえに水不足、排水汚染等、万々発生のことが発生しないよう万々全の確実な取り組みを求めるという御質問でございます。

御回答申し上げます。防衛省としましては米側に対しまして、経ヶ岬周辺では水が貴重な資源であるため、地元において水不足などの影響が出ないよう、水の使用量を減らすべく要請しているところでございます。米側による水の使用、排水、し尿処理方法の細部につきましては、今後

市と調整させていただきます。

次に、問3の②でございます。国道の整備についての御質問でございます。

この国道の整備等については、国、政府全体として、真正面に受けとめて対応を願うということとございまして、日常の交通安全の確保に加えまして、事件、事故発生が万々発生した場合における致命的なリスクを回避するための住民避難や、施設の保全等のバックアップに根幹的に直接かかわる大変重要な課題であり、本施設設置が防衛省だけでなく、政府全体の重要課題であると明らかに記されることから、内閣政府全体として本課題について真剣真摯に対応を願う。

また、農業、漁業等、地域の生業産業への影響に関してでございますけれども、本地域においては農業、漁業等、生業と地域生活との関係は密接不可分なものであり、万一これらの生業に影響があった場合には、例えば代替補完的な生業を生み出すこと一つとっても、都市部の場合以上に一般に困難を伴い、地域での生活維持の問題に直結する。そういった点からも、農業、漁業等の生業、産業に影響を来さないよう重工万全な対応策を願うという御質問でございます。

御回答申し上げます。TPY-2レーダー施設の設置による日常の社会活動や各種地域生業、産業への地元からの懸念は十分に承知しており、影響を来すことがないように国道の整備等については地元の具体的な御要望に対し、政府一体となって真摯に対応するとともに、環境保全、風評被害防止等、各種地域生業、産業に係る必要な対策についても政府一体となって当面、必要される措置はもとより、本施設の設置による諸影響が及ぶ中で中長期的にわたり万全な対応を講じてまいります。

次に、問4といたしまして、米軍人軍属の居住に関するものでございます。①といたしまして、配属される米軍関係者については家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いているとのことだが、車力の例では御家族は42名居住していると聞いていると。なぜ本地域の場合には家族は可能性がほとんどないのかという御質問でございます。

御回答申し上げます。車力通信所からは現在では平成23年当時と異なり、車力の米軍関係者は家族同伴で配属されている例はほとんどないと聞いております。経ヶ岬の場合も米軍人については、経ヶ岬の滞在の期間が約1年程度でかつ単身で配属される予定であるため、家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いております。民間人技術者につきましては、配属される人員の詳細はまだ決定されていないため、現在のところお答えすることはできませんが仮に家族同伴で配属される民間人技術者について米国から情報が得られましたら、地元の皆様方にもお知らせいたします。

次に問4の②でございます。治安等の確保に関しての御質問でございます。

沖縄における報道等で伝えられる事件事故等の状況と、それを当地に普遍して推しはかり生ずる不安があるということをございまして、実態等を検証するためにも沖縄における米軍軍人、軍属等の居住規模と事故事件等発生状況、及びその推移、県内の取り組み状況とその関連等、沖縄県以外での米軍専用施設の設置状況、当該設置地域における米軍軍人、軍属等の居住規模と事故事件等発生状況及びその推移、近地の各地域の取り組み状況とその関連等、また日米地位協定関連をめぐる規定運用等の改正の推移などの関連する状況について、説明を求めるという御質問でございます。

御回答申し上げます。全国には13の都道府県に83の米軍施設区域が存在しており、そのうち本土には12都道府県に51施設区域が、また沖縄には32施設区域が存在してございます。各地域で治安等の確保のための取り組みといたしまして、現地米軍による生活指導巡回の実施や地方防衛局、現地米軍、地元自治体、そして地元の警察等で構成されます事件事故防止のための連絡協議会の開催などがあると承知しております。残念ながら、米軍人等による事件事故等は無くなってはおりませんが、本土及び沖縄における過去3年の米軍人等居住者数及び事件事故等件数は、次に掲示させていただいてございます。

なお、事件事故等の件数の大部分は交通事故が占めているところでございます。

表としまして、21年から23年までの件数を提示させていただいております。23年度の例を御紹介いたしますと、沖縄におきましては米軍人等居住者数が5万35人、事件事故等の件数が152件、うち交通事故件数が116件でございます。34件がこの交通事故以外の件数でございます。

また、本土におきましては米軍人等居住者数が5万3,302人。事件事故等件数が409件、このうち交通事故の件数が355件でございます。54件が交通事故以外の件数となります。交通事情や生活環境などの違いから単純に比較することは困難ですが、経ヶ岬の米軍人等居住者数は約160人程度であるとともに、治安等を確保するためのさまざまな取り組みを行うこととしておりますので、京丹後市において米軍人等による事件事故等がないよう、誠心誠意努めてまいる所存でございます。

また、米軍人等による事件事故等の発生状況と我が国全体の事件事故等の発生状況を比較することは、比較するデータの範囲等は両方で一致していないことなどから困難でございまして、また、そのデータのいかんにかかわらず事件事故等をなくすことに全力で取り組むことにいささかも変わりはありませんが、御参考までにお示しいたしますと、平成23年度における米軍人等居住者数1万人当たりの交通事故、これは人身、それと物損を合わせたものでございますけれども、

この交通事故の件数は４６件でございます。

また、交通事故以外の事故件数でございます。これは刑法犯以外のものも含んでございまして、この件数は９件でございます。また、総務省及び警察署の統計に基づきまして、単純に計算しました国内におけます一般的な交通事故発生件数でございますけれども、人身のみの件数でございますが、平成２３年度で人口１万人当たりの発生数が５４件、刑法犯の認知件数は平成２３年度で人口１万人当たりの発生数が１１６件でございます。

なお、日米地位協定につきましては、これまでさまざまな運用の改善がなされてきております。最近では刑事裁判手続について、平成２３年１１月に日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意というのがなされ、また、平成２３年１２月には日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正というものが、日米合同委員会合意を作成してございます。これによりまして、事件事故等が発生した際の刑事裁判手続についての運用の改善が図られております。

ちなみに今御紹介いたしました平成２３年１１月の合意でございますけれども、これは※の１に詳細を説明させていただいております。これは公務中の軍属による犯罪に関するものでございますが、犯罪が死亡、生命を脅かす障害、または永続的な障害を引き起こした場合は、事案により米側による裁判、または日本側による裁判のいずれかにより適切に対応することとなっております。

これまで公務中の軍属による犯罪につきましては、米側だけが裁判権をもっていたわけでございますけれども、この合意によりまして、日本側にも裁判権が行使できることとなったところでございます。

また、２３年１２月の合意でございますけれども、これにつきましては米印の２で御説明させていただいております。公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても公務として取り扱わないというものでございまして、飲酒運転の場合につきましては、全てこれは公務外の扱いになりますので、一次裁判権につきましては日本側にあるということになってございます。

以上、御回答申し上げます。

○岡田議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

平林議員。

○２１番 平林議員 ２１番、平林です。御苦労さまです。

それでは、１０ページのところの、説明書の１０ページのところの水問題です。前回も水問題

がありましたけども、1日当たり5万リットルとありますが、その下の答えのところ。前回もこれと同じ答えだったと思うのですけれども、水の利用料を減らすべく要請しているところですよという答えですけれども、こんなことで本当に水不足が解決するというふうに思っておられるのか。要請されていて、返事がどのようになっているのか、本当に5万リットルというすごい量の水が、水の使用料を減らすぐらいのことで水不足への影響が出ないのか。ことしあたりは本当に空梅雨で、田んぼへの水をひくのも大変だというような状況も出ていますが、一体ここが今、どういう状況になっているのか。それから今後、いつになったら要請して5万リットルという水を調整することができるのかというあたりについては、どのようになっていますでしょうか。

○岡田議長 近畿中部防衛局長。

○及川防衛省近畿中部防衛局長 お答えいたします。水の問題につきましては、大変地元にとっては重要な課題であるというふうに私どもも認識しております。そういうところで、防衛省といたしましては、米側に対しまして、経ヶ岬周辺でも水が貴重な資源であるということを米側にも説明し、水の使用料を減らすべく要請しているところでございまして、これまで地元の尾和区そして袖志区の皆様方からも現状あるいは御意見というものを拝聴してきてございます。その中で、今後のあり方につきましては、京丹後市当局とも調整していきたいと思っております。

現在のところ、米軍そして自衛隊の水の使用につきましては、地元の水不足が生じないように現在の自衛隊が取水しております袖志の川、落川のほうでございすけども、落川と宇川の簡易水道の両方の河川の水を使用する方向で市当局とも調整させていただいているところでございす。

なお、自衛隊が取水しております袖志の川につきましては、袖志区で田んぼの用水確保が問題となっているということから、現在、袖志の川の水利用のあり方についても袖志区と調整を進めているところでございます。

いずれにいたしましても今後さらに具体的な計画について、地元の御理解が得られるように引き続き京丹後市とも調整してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岡田議長 大村副市長。

○大村副市長 水の関係が一番地元でも問題となって、私のほうも防衛省のほうとずっと協議をさせていただいています。今、局長がおっしゃった内容どおりですが、米軍の50トン、日50トンの水が対応できるのかどうかということですが、今、宇川の簡易水道の実績からいくと50トンの水は供給可能になります。

ただ、実態を申し上げますと、夏場、夏場については、今現在でも給水量の限界を超えてと

いいですか、いろんなことを調整しながらやっておるということで、例えば160名ぐらいの方がどこに住まわれるのか。それもまだはっきりしていませんが、仮に宇川地域に居住されるということになれば、その水の量も必要になる。単身世帯ということであれば、30トンか40トンぐらいだろうと思いますけれども、それにつきましては宇川の簡易水道を使うとすれば若干、施設の改修、そういったことが必要になるかもわかりませんが、水量としては対応ができると。今の実績で。若干、施設の改良が必要になるかもしれないということはまだ、今から調整ですけれども、袖志の落川の水の関係もありますので、それも含めて調節しなければならないけれども、繰り返しになりますけれども、一部施設の改良が必要になるかもしれませんが水の確保はいけるというふうに計算上はなっております。

○岡田議長 ほかに。

池田議員。

○11番 池田議員 関連です。前回も同じ質問をさせていただいたんですけど、水問題について。

これが確実にクリアできない限りは計画を進めないというか、そこで一旦とまっていたかどうか。ということがこの場で明言していただけるかどうか。それぐらいの覚悟がとおりかどうかですね。

この場で言えますでしょうか。

○岡田議長 近畿中部防衛局長。

○及川防衛省近畿中部防衛局長 はい、私どもとしましては本当にこの水の問題といいますのは地域にとって大変重要な課題であろうということは重々認識しております。そういう中でこれまで地元の尾和区、そして袖志区の皆様方ともいろんな形でお話をさせていただいてございます。私どもの考え方もある程度お示しし、また地元からのお考え方も御提示していただいたり、そういう中で今、大村副市長さんからもお話があったように、ある程度、解決の方向といいますのは見えているというふうに認識しております。そういう状態でございますので、私どもとしましてはその、今の調整をさらに進めて具体的な形で地元提示しまして、今回の問題は解決していきたいと考えております。

いずれにしても、私どもとしましては地元の方々がある程度、御理解いただきながら進めていかないと、拙速に私どもの考えだけをお示ししてそれで進めるというわけにもいかないと考えておりますので、地元の方々の御意見を伺いながら丁寧にこの問題は解決していこうと考えております。

いずれにしても、今のところ地元の方々からはある程度御理解いただいているというふうに考えておりますので、この問題が解決できないということはないというふうに考えております。

○岡田議長 平林議員。

○21番 平林議員 水問題で済みません。先ほどの答弁の中で、袖志の川については区とも調整をということだったんですけど、大村副市長の話では簡易水道で50トンの対応が何とかということだったんですけど、やはりその中でも袖志の川もこれは利用する方向ということでしょうか。というのは、棚田なんかであそこは田んぼをつくっておられますし、一定、必要かなと思うんですけど、このあたりについても利用されるという方向ですか。

○岡田議長 大村副市長。

○大村副市長 はい、今、落川の専用水道は自衛隊が70トン使われておるというふうに聞いています。1日に。ですからその水についてはやはり利用していくことになろうかと思います。

ただ、どういう利用の仕方をするのか。例えば袖志で水不足ということであれば、その70トンでなしに、もっと少なくするとか、そういういろんな調整を今、させていただいています。ただ、落川の水を全く使わないということにはならない。現に、自衛隊の岳山というレーダー基地にもあそこは水を送っていますので、あれをなくするわけにはいきませんので、それは必ず何らかの形で使わせていただくことになろうかと思います。

ただ、量についてはこれからのお話だと思います。

○岡田議長 吉岡和信議員。

○9番 吉岡和信議員 9番、吉岡です。市からの再質問に対する回答ですが、特に目新しいものはないと個人的には思いますが、微にいり細にいり、一定回答ということで、それはそれなりに評価いたしますが、これはちょっと市のほうにぜひ確認をしたいと。

先ほど防衛省は一定、地元の理解をいただいているというようなお話があったんですが、これは、特に大村副市長が地元には相当入っていただいて、住民との対話を進めておると思っているんですが、とりわけ袖志、尾和、水問題といえば袖志ですかね。この部分については市として一定理解をいただいておりますと、そんなふうに我々は認識してよろしいですかね、市長、大村副市長。

それと、先ほど量の問題が出ましたね。一定、量的には確保できると。ただし、ことしの今のこの空梅雨といわれるようなこの時期、大変、別に宇川地区だけではなくて京丹後市水不足を今、農家の皆さんは大変心配しておりますが、そういった部分も含めてその量的な問題。例えばボーリング等々によって、また水の確保が必要、そんなことも想定しておるのかどうかですね。この2点、とりわけ地元の皆さんの理解をいただいておりますというような御発言がありましたので、これは物すごく大事ですから、市の御答弁をお願いします。

○岡田議長 大村副市長。

○大村副市長 はい、直接の近隣集落ということで袖志、尾和ということあります。尾和については、水の問題でも今の尾和用水という工事の関係がありまして、それについては一定の理解といえますか、説明、提示条件というか、そういうものを出されていまして、それについては一定の理解が得られつつあるのかなと思います。言葉の中で説明は受けた、これからは話し合いをしたいという組の声もありましたので、それが代表されておるのかなと思います。

ただ、袖志についてはまだそんな理解を得られたというふうには、私は思っておりません。まだまだ細部、調整が必要な部分の詰めがまだできておりませんので、理解を得られつつあるとぐらいただと思います。理解を得ている感触はあるかもしれませんが、私個人的には、まだまだ具体的なものは詰まっていないというふうに思います。これは特に水の関係です。

それと、空梅雨ということで本当に今、水不足、現実問題、このまま来週降らなければ少し何かを考えなければならないというところに追い込まれてきております。そういう中で、いろんな状況がありますから、先ほど言いましたようにかん水の給水能力が900トンぐらいしかないのに、実際に夏場には1,300トンぐらいは出しておるといふ、いろんな実績があります。それから、そういう中ではプールをやめてほしいであるとか、節水をしてほしい、いろんな呼びかけの中で、今年もプールはのぼしてもらわないと困るかなという意見も今も聞いておりますが、そういった全体の中で水不足に対しては対応していく、節水、それから学校施設のプールをやめていただくとか、特に夏場で海水浴客がどんどんくる、そういう中でどういう対応がとれるのか、これはまあ、今までからやって来ておることですので。例えば米軍がそれだけ水を使うといっても、同じ状況にはなると思います。節水対策とか。

ただ、一番気になりますのは、50トン、いわゆるレーダーの節水がどこまでできるのか。受水槽だとかそういういろんな減らす方法というのはあわせて考えていただかないと、確実に送っていかんなんということの中で、今防衛が言われておる水を減らしていただくそういう方策もあわせてお願いしたいなというふうに思っています。

○岡田議長 吉岡和信議員。

○9番 吉岡和信議員 続いて、少し防衛省の皆さん、若干ちょっと受けとめ方が市は違っているようですが。市にお尋ねしますが、やっぱり相当厳しいですね、水の問題は。それはそう思います。そこで、例えば宇川から、要はかん水で引っ張るということですね、大村副市長。これは例えば、竹野川からも我々は上水が来ておるわけですが、これを宇川のかん水につなぐことで、水の確保は技術的に可能ですかね。この辺のことについては、いかがですか。

○岡田議長 大村副市長。

○大村副市長 28年に上水かん水を統合しようという話ではないですが、つなぐことは可能だと思います。ただ、実際にそこまでしなければならない量なのかどうか、ということはもう少し検証が必要だろうと思います。今言いましたように、50トンだったら確実に対応はできる。軍属の方が160人、どこに住むかわかりませんが、宇川に住んで30トン、40トンプラスになってもそれはできるだろうと。

ただ、かん水自体の施設、ちょっと改修をお願いせんのかなということは思っていますけども、そういった費用をみていただければ、先ほどの竹野川を上水とつなぐということでも同じ理屈だろうと思います。ただ、そこまでしなければならないかどうかというのは、まだ検討もしておりません。

○岡田議長 田中議員。

○19番 田中議員 19番、田中です。前回のときも質問しましたが、レーダーが電波、電磁波を出すという問題で、防衛省の説明では熱作用による影響があるということですが、前回も言ったように、低周波、高周波で子供の白血病の発症率が2.5倍になるだとか、いろいろそういうことは常識的に言われているわけですね。そういう点で、ここに携帯電話の電波が熱作用により、人体に有害な影響を及ぼさないということだけど、熱作用意外はいろいろ心配をされる、そういう影響があるかもしれない、あるという点で、子供には持たせないという、そういう国もあるわけですね。そういうことについて、質問以降、ちょっとぐらい調べていただいたのか。その下のほうには、WHOは今日まで影響を与えないような弱いレベルの電波ということを書いておられますが、これは強い電波について実証されているのか、WHOでは。ということがはっきりしていないということと、もう一つは新しい見解を言われたのが5ページで、出力の問題と必ずしも相関関係にはない。これは思いますね、その、電子的な技術で違ってくというのは誰でもわかりますけれども、その上に書いてある生息進入レーダーとか、気象用のXバンド・レーダー、これは20キロとか50キロの範囲を測定できるということですが、この出力はどれぐらいなのか、つかんでおられたら教えていただきたいし、Xバンド・レーダーにいたしましても、その電子機器の性能が一緒だったら、出力が大きくなれば能力は、探知能力は大きくなるというのはそういうことだと思うのですが、何かこのわかりにくい説明だなというふうに思います。

それからもう一つは、私は宇川のこの前やられた説明会で、連合区長がこのようにいておられるということで紹介をして、防衛省の見解を伺いたいと。連合区長は、上からは電磁波、下からはあおられる、横からはやりが飛んでくると。私が区長のときに簡単に決めたと言われないうにしたいと。きょうの説明会ではっきりすると思っていたのに違ったと。私は車力にも行った。

そこで聞いたら、Xバンドに2万5,344個の発信機がついている、そのように聞いた。であるのに防衛省は知らないと言っておられると、きちんと説明をしてほしいというふうに言われ、また、米軍人教育についても例を挙げられて、幾ら_ _ _ _ _にしつげがしてあるから大丈夫と言われても怖いのも同じように、銃を持った警備員が・・・、そういつて例を挙げて言っておられるんですよ。だから、150人の住居はどこにあるのかということもお答えにならない。車力は平均20町歩の農家の耕作をされている。宇川では三段の貴重な農地を基地に使うことになる。それを簡単な問題ではないというふうに発言をされています。非常に私は重い発言だというふうに受けとめます。

今後の説明であるとか、地元の対応についてどのように考えておられるのかこの2つを伺いたいと思います。

○岡田議長 松本経一議員。

○15番 松本経一議員 議事進行を行います。ただいまの発言を、私は大変問題だと思いました。議長の見解を伺います。議場で_ _ _ _ _に例えるといった発言は議長としてこれは制止する必要があると。また、整理する必要があると思いますけど、議長の見解を伺います。

○岡田議長 田中議員の発言についてはやはり適切でないと思いますが、発言を・・・。

○19番 田中議員 私の発言と違って、そういう例を引き上げて心配をしておられると。

○岡田議長 それを報告という形でされるということはいかがなものでしょうか。

本人が言われておられませんので。発言の訂正をお願いできませんか。

田中議員。

○19番 田中議員 市長も参加されておられたので承知はしておられるというふうに思いますが、不適切だという指摘があればその部分については取り消しをいたします。いずれにしても、そういった不安を上げておられる、そういう状況だということに対して防衛省の見解を伺いたいと。

○岡田議長 ただいまの議事進行について、お答えします。

ただいま、松本経一議員から発言の訂正についての議事進行がありましたが、今田中議員のとおり問題の部分については発言を取り消したいとの申し出がありましたので、こちらで確認の上ということで諮りたいと思います。

お諮りいたします。このようなことにすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。後日、調整の上、田中議員の発言を調整いたします。

質疑を続けます。

防衛政策課企画官。

○小野防衛省防衛政策局防衛政策課企画官 お答えをいたします。最初の電磁波の関係でございますけれども、まず電磁波についてはおおむね電波、それから光、それからX線とかそういったいろんな種類のものがございまして、これは周波数で区分をされております。このまさに光というのは一般に世の中にあるような可視光線ですとか、赤外線とか、そういったものもございまして、ここで本件のお話でありますXバンドを使っているようなもの、これはいわゆる電波に区分されるものでございまして、この電波の中にも低周波のものと高周波のものがあるというところがございます。このうち、この本件のこのXバンド帯のものについては、これは一般的に申しますか専門的な見地からいって、一般に刺激作用と熱作用のうちの熱作用という部分の影響が出ると、生じ得るということでございまして、これについては厳しい安全基準をかけた立ち入り制限区域を設けるということで健康への影響が生じないという形になっておるものでございます。

したがいまして、あくまでも健康との関係で考慮しないといけないのは、熱作用というところでございます。この熱作用につきましては、今申し上げましたように、厳しい安全係数の中での立ち入り制限区域を設けることで問題が生じないという形で担保されておるところでございます。

それから、出力の関係につきましては、これについても本件のこのT P Y-2レーダーの出力そのものについては、これは電波の、レーダーの性能に非常にかかわりますものでございますので、これについては従前からお答えは差し控えさせていただいておるところでございますが、その一方で航空機の誘導レーダーその他のものについても、これもさまざまな形態のものがございまして、ちょっと必ずしも一概に単純に比較するということはちょっと難しいということでございますが、あくまでもこの回答の中にございますように一般的な性能ということでこういった20キロ先の航空機の誘導ができる、あるいは気象用Xバンド・レーダーについては50キロ程度の範囲の気象状況を観測できるという回答はさせていただいたところでございます。

それから、住居の関係でございますけれども、基本的に米軍人については基地内に居住をする。民間の技術者ですとか警備員については基地外に居住をするということで米側から話は受けておりますけれども、その一方、では基地外に居住をする具体的にその場所はどこかということについては、これは最終的には技術者を雇用しているアメリカのその会社のほうで最終的には意思決定をしていくということでございますけれども、これについても当然ながら地元の、現地の状況等を見た上で、最も居住に適したところを判断していくということでございます。

その際には当然ながら、さまざまな地元のほうの御意見等も踏まえ、また我々としてもそれは

米側のほうにも伝えていきたいと思っておりますし、それについても今後情報があり次第、京丹後市のほうに的確に情報を伝えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岡田議長 芳賀議員。

○1番 芳賀議員 芳賀です。3点ほど質問いたします。

まず、第一前提がやっぱり住民の皆様に御理解ありきと、その上が、最前提での上でのお話だと理解した上での質問をさせていただきます。

まず第1点目ですけれども、飛行禁止区域が設定されまして、ヘリなんか、既にヘリポートがあるわけでございますけれども、民家の上は飛ばないと。これは自衛隊のほうだと思いますけれども、それは必ず遵守していただけますでしょうか。まずそれは第1点。

第2点目、せんだっていただいた資料からまた日付が変わっております、きょういただいたものは。その前回いただいたものでは、150メートル離れるとトランシーバーを例えば10センチ離したらという例えが、文言が出ておりましたけれども、それがどうしても私はまだ、何ともわかったような、わからないようなところが1つと、それと8ページに、きょういただいた、デシベル数のあらかたの目安的なものが入っておるわけですが、軍事機密だということで本体のXバンド自体の出力のXというやつは、私らもわからないし、答えられないと思うんですけれども、その本体のXマイナスの、例えば問2の答えの上段の部分ですけど、55から70デシベル程度まで音が減少するとあります。ではこれが100マイナス65なんか、200マイナス65なんかという、その辺が非常にわかりにくいと思うのが2点目。

3点目です。これは非常に御婦人方が懸念されておりますといえますか、いずれにしても、軍属の方も含め居住されるということで。居住地が、やっぱり勤務の関係で相当現地から離れたことはあり得ないだろうと私なりにも思うのです。そうした場合、やはり言葉が通じない、治安がどうかとか、そういうもろもろの不安はやっぱり御婦人方はもたれると思うので、また、この点については交番をふやしてほしいとか、近くにもう一つ何人か大勢の態勢にしてほしいとか、そういう要望もあったと思いますが、その点の御見解を3点御質問いたします。

以上です。

○岡田議長 防衛政策課企画官。

○小野防衛省防衛政策局防衛政策課企画官 お答えをいたします。最初に音のほうから答弁させていただきたいと思います。音につきましては、こちらの回答が若干ちょっとわかりづかったのかもしれないが、基本的にはそのレーダーの近くに、いわゆる電源の機材が置かれております。

置くことになります。その電源から発する音等の総合、全体としてこの65から70ぐらいの音が、30メートル離れたところで測定されるというふうに御理解いただきたいと思います。

さらにそこから、離れていけば音がどんどん減衰していくということで、最終的に二、三百メートル離れたところではその30デシベルという音になるということでございます。

○岡田議長 近畿中部防衛局企画部長。

○榎賀防衛省近畿中部防衛企画部長 榎賀でございます。私がほとんどこちらのほうで地元説明会をさせていただいていますので、3点の御説明をさせていただきます。

特に先ほど言いました飛行禁止区域の関係でヘリは民家を飛ばないのか、この質問は袖志区からも尾和区からもございました。今もひょっとしたらそういう想定でやっているのではないかと、そういうような形でしっかりお話がありました。私のほうは、すぐ部隊のほうに確認させてもらったところ、そういうことはないという状況、もう一回また確認させてもらっている最中でございます。

いずれにいたしましても、飛行禁止区域が仮にしっかりとらせてもらいましたところ、ヘリが皆さんの民家の上に、上空に飛ばないように、しっかり自衛隊のほうにはさせます。

2つ目は、そもそも150メートル離れたところでちょうどトランシーバーが10センチ離れたぐらいの力の強さですよという話は私が地元で御説明させてもらいました。結構これは例えば悪いというのか、なかなかよくわからないといわれまして、それできょうはその携帯の電話という形のあれをさせていただきました。内容的には力の強さは全く一緒です。ただ、皆さんに余りよくわかってもらえなかった、これは私の表現の仕方がおかしいかもわかりませんが、皆さんによくわかってもらえなかったということで、今回は携帯の電話という形でさせていただきました。中身は全然、これだからといって、変わりございません。

3番目は、特に尾和区、袖志区の、特に宇川の皆さんにやっぱり女性のお話をしっかり聞かせてもらいました。その中で私たちはできるだけ丁寧に、しっかりした事案をやっていこうと。特に7つの事案がございまして、1つはしっかり米軍に教育をすると。2つ目は、うちの省でしっかりパトロールをすると。3つ目は国と県と、後は警察。あと一番大事なことは地元の区の皆様と一緒にする協議会の中でいろいろなことを話そう。当然事件のこと、事故のこと、あと、それ以外に予防するのは当然ながら、あといろいろな農産物の関係とかいろんなことをお話ししようという場を持とうということもお話させていただきました。

あと、4つ目は、うちのほうで相談窓口、どんなことで相談に乗ります。最近ヘリがうるさいとか、そういう話であれば当然私たちはそれを皆様からお受けして、それを当然部隊のほうに伝

え、そういうことがないようにするような連絡口をしっかりと設けようというところでございます。

5つ目はいわゆる地元との親交を深めるための日米のいろいろな交流会みたいなものをしっかりやっていこうと。7つ目は、今京都府といろいろ調整させてもらう、これから相談させてもらいますが、駐在所のほうを、そういうのをしっかりこの7つの事案をしっかりと丁寧にやっていけば、しっかり効果が出るだろうということで、それを婦人の皆様にも、皆様あちこちのところで会って御説明させてもらったところでございます。しっかりとこの丁寧な取り組みを、しっかりやらせていただきたいと思います。

○岡田議長 松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 はい、12番、松本です。説明の回答をいただきましたその最後の日米地位協定の関係で確認させてください。

刑事裁判手続について、平成23年11月に軍属に対する裁判の講師に関する運用についての新たな枠組みの合意、日本ですかアメリカですかということが、今度こういうようになったということですが、事実としてこの23年度11月以降で、アメリカで裁判されたものが、軍属の中で、幾らあって、日本の裁判で裁判結果を求められたものが幾つあったのかお教え願いたい。

あわせて米軍の方の中で、公務中に米軍の中で事件事故があって、米軍の中で裁判を行われたものが合わせて何件あるのか。この23年11月以降ということがわかりやすいかなと思っております。そのような数字をお持ちでしたらお知らせ、説明いただきたいと思います。

○岡田議長 近畿中部防衛局企画部長。

○榊賀防衛省近畿中部防衛企画部長 大変申しわけございません。23年以降の今、このデータをもってございませんので、しかるべきやり方、議長、どういうふうな形でまた後に……。

○岡田議長 報告してください。

○榊賀防衛省近畿中部防衛企画部長 やらせてください。よろしくお願いいたします。

○岡田議長 よろしいですか。

○12番 松本聖司議員 はい。

○榊賀防衛省近畿中部防衛企画部長 どうも済みませんでした。

○岡田議長 橋本議員。

○22番 橋本議員 橋本です。説明資料の14ページから16ページ、今松本議員も言われたけれども、米軍による事件事故の説明に関してですが、まずちょっと1点今の部分にもかかわりますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいですが。米軍人が公務中に起こした事件や事故があった場合は、その加害者である米軍人の関係者、その方がどういう処分をされたのかと

かいうことに関しては、日本国民には知らされないというか、もちろん家族や本人、家族にも知らされないというようなことをお聞きしましたが、そういうことはそれが事実でしょうか。まず1点、それを確認させてください。

○岡田議長 地方調整課長。

○古屋防衛省地方協力局地方調整課長 公務中に米軍人が犯罪をした場合に、一次裁判権は当然米側のほうにあるわけでございますけど、その結果がどうなったかということについて、私どものほうとしてもそれはいろいろお聞きして、それはしかるべく情報提供をするということだと思っております。

○岡田議長 橋本議員。

○22番 橋本議員 ことしの5月23日の衆議院の安全保障委員会で、赤嶺政堅議員が質問された中で、法務省の稲田刑事局長がやりとりをされているのを見せていただきましたが、その中ではやはり、そこで扱われたのは先ほどあったこの数字とは若干、扱いが違う部分で、重い死亡だとか、それから4週間以上の障害というあたりの数字を上げられておっしゃったので、ちょっと数字は違いますけれども、私がそこでお聞きしたのは188件の事件があって、3件が処分なし、軍法会議にかけられたのはなしというようなことをおっしゃっていましたが、米側による処分内容が日本国民に一切明らかにされていなくて、本人とか家族とか、最悪の場合遺族にも明らかにされていないという仕組みが指摘されていましたが、自分とかに当てはめてみても、自分の家族が何かそういうことに巻き込まれたりしたときに、相手の方がどうなったのかということを知り得ることができないということは、本当にそんなことは受け入れられないなど。私だったら受け入れられないなというふうに思いますが、そういうようなこと。

それから、何の処分もなかった例が3件もあるというようなことで、基地を受け入れるということは本当にそういうこの街でもそういうことがあり得るという、ないとは言えないと思うので、あり得るということを受け入れるということだというふうに思いますが、市民の安心安全がやっぱり確保できるとは言いきれない。7つの策ということもおっしゃいましたけれども、ゼロになったらいいですけども、それは絶対とは言えないというようなことで、この前久美浜の説明会の中で榊賀部長がおっしゃいましたが、悲しい思いをされる方が出ないようにというようなことをおっしゃいましたが、本当にその御発言を現実のものにしようと思ったら、本当に基地を受け入れるということとは矛盾するのではないかなというふうなことをすごく感じています。

その辺いかがでしょうかということと、それからもう一つ、市にお伺いしたいのですが、丹後町とそれから峰山町と久美浜町で説明会をされました。それについてもこの前もちょっと言わせ

ていただいたんですけども、二、三日前にお知らせがあつて、中には知らなかったとか、行きたかったけど行けなかったとかいう方もおられるというような状況でした。一つ、6町の中でやられていない、説明かがされていない網野、大宮、弥栄についての説明会はもうされないのか。これでもう十分説明は尽くしたというふうに市のほうは考えておられるのかということです。私の周りの方にいろいろとお話を聞いてみても、十分市民の中にこの米軍の基地を受け入れるというこの話が、そういう状態であるということが十分理解されているとは、まだまだ思いません。自衛隊のレーダーが増強されるんだとか、それから何かいろいろオスプレイとかいろんなものと混同しているような話も聞いたりもしますし、まだ、今の状態ではですよ。十分、この基地を受け入れるということが第一段階として市民に説明がされていないのではないかなという、これは市の責任でやっぱりきちとしないといけないのではないかなというふうに思いますが、本当に重くて、重大な選択を私たちは迫られている局面だというように思うんです。

○岡田議長 橋本議員。

○22番 橋本議員 済みません、それでぜひもう少し市民に説明をする機会を十分取っていただきたい、それは可能なのかということを市にお伺いしたいですし、市長もいたずらにのぼすことはできないというようなことをおっしゃっていましたが、安心安全が100%守れないというような判断がされる場合、市長の話の中ではニュアンス的には熟議を重ねて市民の理解が得られたらある程度のところで結論をとというようなことを言われていたように思いますが、いろいろと安心安全が確保できないという場合、判断された場合は、この基地のお話を例えば返上するというそういうこともあり得るのでしょうか。

○岡田議長 橋本議員、一般質問に・・・。

○22番 橋本議員 済みません。

○岡田議長 一点目のほうから。

防衛省地方協力局長。

○山内防衛省地方協力局長 まず、米軍人等による事件事故についての取り組みということでございます、これにつきましては、先ほど近畿中部防衛局の企画部長からお答えさせていただきましたように、さまざまな取り組みというものを私ども、車力でも取り組ませていただきますし、また今後、京丹後でもお受け入れいただけるような形になれば、それにも増して取り組みを行うことによって、米軍人等による事件事故等というものの防止に最大限努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、いわゆる公務上の事件事故につきましては、確かに米側が第一裁判権を行使するという

のが地位協定上の原則になっております。他方で、例えばこれとは別に民事上の賠償というものもございます。こういったものについては私ども防衛省も中に入って、被害者の方の立場に寄り添うような形で対応させていただきたいと思っておりますし、またそういった中で、必要な情報等も入手に努めて、また提供させていただくような努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○岡田議長 中山市長。

○中山市長 2月の末にお話をいただいて、3カ月強たつわけですが、この間これをどう見るかということはあるわけですが、この間は何度か説明会を開いていただいて、そしてそれは地元、さらには市全体ということでそれぞれしていただいております。そして我々からの質問に対して、答えを2回にわたって返していただいている。さらには、京都府のほうの手續も進めていただいて、専門家会議も始まってきたということでございまして、水の問題にもありましたように、細部は残っていても大筋の道筋は見えつつあるのかなというような状況で、各論点とも、そのような状況にも来ているのかなというふうに思っております。地元として考えをまとめる時期というのは確実に近づいてきているというふうに思っております。

同時に、考えの、これは大きな考え方としてどういう考えをまとめるのか、中身いかんは置いておいてもこれは地域にとっても、そして国にとっても非常に重要な課題であるわけですね。としたときに、慎重にやるというのは当然、住民の皆さんの安全安心の確保の上で大切なわけですが、同時に、同時にできるだけ速やかに、かついたずらに時間をかけないというのも一方の要請としてはあると思うのです。だからそういうことからすると、手續を重ねながら、我々として、これは当然、知事とも引き続き意思疎通をよくして、いかんといかんわけですが、考えを固める時期というのは視野に入れてこんといかんというふうに思っています。

大きな考え方として、住民の安全安心の確保、これはもう大前提で、このために真剣な検証を今、しているということですが、一方で問われているのは、日本の安全安心、防衛という大きな安全安心に対する我々の地域がどう貢献していくのかということ自体が問われているわけで、このことを我々としても重く受けとめないといけない。なので、しっかりとした住民の安全安心が確保される、この確保が当然大前提で、繰り返しますが、真剣な検証をしているわけですが、逆に言えばこのことが確保されるということであれば、当然国の仲間として必要な協力はやらんといかんというのは道理であるというふうに思っていますので、そんなスタンスでおるところでございます。

○岡田議長 池田議員。

○11番 池田議員 今、市長からの答弁をいただきました。関連して、私も一般質問で通告はしておりますが、状況は日々変わってきますので、この時点での市長の考えを3点お聞きしたいと思います。

まず1点目、この間直近の宇川の、宇川小学校に行ったときに、もうとにかく来ないでくれと、Xバンド・レーダーはこの地区にいらないだろうと、理屈抜きで言われておる御婦人の方がおられました。そういった意見の中で、Xバンド・レーダーを配備しないことが一番の安心安全だという意見があります。そのことについて、今、市長はどう思われるのか。

それから、今先ほど安心安全が第一だと、確保が第一だということを言われました。現時点でその安心安全が確保されたと思われるのかどうか、これが2点目ですね。

3点目、では可否についていつごろ判断されるのか。踏み込んだ質問になるかと思いますが、でも、答えられるようでしたらこの3点をお願いいたします。

○岡田議長 中山市長。

○中山市長 これは大体繰り返しになると思いますが申し上げますと、ないのが越したことはないというのはもちろんそうですけれども、一方で問われているのは、我々日本の大きな安全安心に対して地域がどう貢献していくかということが問われているわけですので、そのことも同時にしっかりと受けとめなければならない。ということはさらに進んで言えば、しっかりと確保されるという前提の中で、しっかりと確保されると見きわめられれば、我々として当然、国の仲間として、必要な日本の国益が問われているわけですから協力はしていくというのが、僕は道理だというふうに思っております。

それから、今、どういう状況かということでもありますけれども、まだ、細かなさまざまな詰めが、最後の詰めが残っているという状況でもありますけれども、この3カ月間、住民の皆さんも本当に真摯な声を上げていただいて御視察にも行っていただいたり、説明会にも出てきていただいてさまざまな御意見をいただいて、なお、御理解もいただいていない部分もあるかと思うんですけど、そんな対話を重ねてきていただいて、そして防衛省のほうも真摯に対応していただく中で、一定、論点も明確になりつつあるのかなというふうにも思いますし、そういう意味では手続として進展はしてきているということだと思います。

その上で、この安全安心の確保に対して科学的に検証していくということ、これはこの間そういうことも重ねてきたわけですが、今後大切になってくるのは、安全安心に影響が及ぶ、これは安全安心と言っても、健康上の安全安心に加えてやっぱり生活上のさまざまな生業がどうなるのかとかは、非常に大切なそのことに対する安全安心の確保がどうなるかということがあ

けで、その部分についてレーダーの設置によって影響が仮にも及ぶということになれば、その影響を中和し、あるいは影響を安全安心の観点から補完をしていくものこそが、さまざまな事業と取り組みであると思うんです。としたときに、今後は地元の皆様からも引き続きさまざまなこういった事業、取り組みについての要望をしっかりとお聞きして、改めて出していただきながら、そしてその事業を承って地元の考えをまとめるに当たっての詰めの作業を、最終的な詰めの作業をしていくということが大切だというふうに思います。

それから、時期については、大きなスタンスは冒頭申し上げたようなことではありますけども、内容はさておいても、この案件というのは、繰り返しますけども、我々の地域にとってもそして日本にとっても非常に重要な問題であるということですから、当然、慎重に判断していくということは大切なわけですけど、同時にできるだけ速やかに、円滑に判断をしていくということも要請されると思うのです。としたことを考えれば、総合的な状況の中で地元として考えをまとめていく時期というのは、近づいていると、視野に入れなければならないというふうに思いますし、何より、京都府知事と、山田知事とも引き続きよく意思疎通をして、交番の問題とかいろんなことで京都府へ直接かかわっていただくこともあるわけですし、また、さまざまな検証作業もしていただいていますので、そういったこともよく議論をして、意思疎通をしていきたいというふうに思っております。

○岡田議長 議員の皆様にお願いがございます。今回、京丹後市が行った再質問などについて質疑を行うことになっておりますが、もちろん丁寧な質疑が必要であります、一般質問の中でもこの件に関しては議員の皆様から上げられておりますので、ぜひとも議員の皆様にはその部分を御配慮いただいて、質疑等行っていただきたいと思いますと思っております。

以上であります。

森議員。

○20番 森議員 きょうの再質問に対する回答は、余りもともと期待はしていなかったと言ったら失礼にあたるかわかりませんが、相変わらずの米軍に問い合わせるだとか、万全を期するだとかいうことで、いうなら第1回目の質問に対する回答からほとんど出ていないという感想を、率直なところ持ちました。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思います。市長は結局、受けるのか受けないのかと、二者択一の前で物事を考えている。これだけで本当にいいのかという問題があると思います。今、いみじくも池田議員がおっしゃったように、来てもらわないことが一番いいのだということをおっしゃいましたけれども、市長にどうしても聞いておきたいのは、今の、特に政権の中における力

と力、軍事には軍事、こういう対応の考え方が非常に根強い。本当にこれでいいのかどうかというところをまずしっかりと考えておくということも、日本の安全だとか平和という問題を考えた場合にも、この京都の中でも事と場合によっては一生緊張感が高まることのあるのではないかとされているように、それでいいのかどうか。

ここ数日の国際的な動きを見た場合にもアメリカは話し合いということでヘーゲル国防長官が窓口を開いていますよと、北朝鮮には。韓国の朴槿惠大統領も開城の工業団地の再開だとかいろいろ提案もして、結局北朝鮮も話し合いに応じようという、そういう局面に来ておる中で、あえて火の粉が立つようなことでいいのかどうか。私はそうではないというように考えますけども。基本的なところでの市長の考え方はどうかと。（・・・聴取不能）はもっと長くなるから、お願いしたいと。

○岡田議長 中山市長。

○中山市長 ちょっときょうの趣旨とはずれるかもしれませんが、問われましたので。私はこの問題で日本の防衛のために必要な施設だというのは御説明いただいて、僕は率直に理解できます。同時に、国際的なこの平和構築のあり方としてどうだというような御趣旨でもあろうかと思いますが、その上で当然、思いを交換し合って話し合いをしながら、お互いが相手の立場になりながら話し合いでもってやっていくというの、それが僕はベースだとも思います。ベースだけでも、それだけやり切れますかというのが、それはもう、これはもう歴史がこの間証明していることだと思いますけども、最低限の、少なくとも最低限の防衛はしておかないといけないと思いますので、今回の施設については少し踏み込みますが、軍事の施設ではある。それはもちろんそうだと。そうですけども、ただ、機能としては当然レーダーですから、攻撃をする施設ではなくて、直接的にはですね、守るための施設ですよ。守るための機能を持つ施設であるということです。そういう点からも、今回の本質とはずれますけども、これは一般論というか自分の国防に対する認識の一般論なわけですが、そういう点についても今回の施設についての評価の上では、考えていく必要もあるのかなというふうには感じております。

○岡田議長 平林議員。

○21番 平林議員 はい、21番、平林です。16ページのところで、最後のところです。※で一番のところにいろいろ説明が書いてあるんですけども、犯罪が死亡、生命を脅かす障害またどうのこうのと書いてあるんですけど、それでは例えば、出会いがしらにちょっとぶつかったとか、後ろからがんとぶつかられたとか、軽度の場合はこれには当てはまらなくて、そういった場合は日本で裁けない、米国へこれをもって行って、その補償というのは、自動車をつぶされたときの

補償というのはどういうふうな手続になるんですか。公務中、公務中ですね。ここに書いているのはすごく重要な永続的な障害を引き起こすとか、大概、交通事故はちょっとぶつかったりしたのも交通事故じゃないですか。そういったあたりの対応というのはどういうふうになるんですか。ここには説明がないですけど、いかがですか。

○**岡田議長** 地方調整局課長。

○**古屋防衛省地方協力局地方調整課長** 米軍人等によりますその事件事故の場合の補償についてでございますけれども、米軍人等による公務上の事故につきましては、日米地位協定第18条5項及び民事特別法の規定によりまして、防衛省が被害者からの賠償請求を受けまして、米国政府と協議の上、賠償金額を決定し、被害者の同意を得て、賠償金の支払いを行っております。

ちなみに公務外の事故につきましては、原則として加害者が賠償責任を負い、当事者間の示談により解決されることとなりますが、示談が困難な場合には、日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得た上で支払いを行っているところでございます。

○**岡田議長** 平林議員。

○**21番 平林議員** いや、ここに書いてある公務中の場合、例がすごく命にかかわるとか、障害も重いとかと書いてあるではないですか。私が聞かせていただいたのは、軽い事故、それもやっぱり裁判にしっかりかけて、しっかり米軍から補償してもらえんということを、防衛省としてはしっかり取り組んでいただけるのですか。

○**岡田議長** 地方協力局長。

○**山内防衛省地方協力局長** ちょっとお答え申し上げます。ちょっと誤解があるようでございますが、まずこの16ページの※の1の部分でございますが、これはいわゆる刑事裁判権の行使についての日米間の取り決めでございます。ここで申し上げておりますのは、もともと公務中の米軍人、軍属による犯罪につきましては米側が第一裁判権を行使するというのが地位協定上の建前でございます。

これに対しまして、この合同委員会合意はそのうち公務中の軍属のかつ死亡、生命等を脅かす障害と重大な犯罪については、日本側も一次裁判権を行使することができるということを取り決めたものでございます。具体的な事例として私どもが使用しておりますのが、この合意に基づきまして、沖縄県で米軍人による交通死亡事故につきましては、日本側が一次裁判権を行使したという事例がございます。

それから、今、お尋ねは民事上の賠償の話でございまして、公務上のいわゆる民事上の賠償に

つきましては、まさに防衛省のほうが関与いたしまして、米側と調整して損害の賠償額を被害者の同意を得て支払うというのがルールになっております。

○岡田議長 金田議員。

○8番 金田議員 はい、8番、金田です。どちらにお尋ねしたらいいかわかりませんが、市長、この関心の高い問題ですけれども、やはりいろんなところで、私の身の周りでもいろんなこのリーダーにまつわる話をするわけです。その中で、もう随分日にちがたってきました、反対の方もあったり、まだ受け入れをしっかりと表明おられるわけではないんですけれども、やっぱり話の中ではどれぐらいの人がどこに住むんだろうというようなことは、当然出るわけですね。軍人の方は基地内、軍属の方が基地の外ということで、その話の中でこういったことがあるんですよ。これは誤解されたら困りますが、例えば軍属の方が一緒に暮らすと。どこに暮らすかわかりませんが、私たちともに生活をするわけですね。住民票があるかないか、多分ないと思うので、正式な市民ではないにしても、そういう地域の住民の方とアメリカ人の方と一緒に暮らしていくと、そういうことを想定するわけです。想定したときに、わ、怖いと言われる方もありました。いやいや、おもしろいじゃないかと言われる方もありました。そして、津軽もそうですけど、地域のお祭りですとかそういったことで交流を深められております。その中で出た話が、おお、おみこしさんを担いでもらうと。もう人が少ないし、おみこしさんを担いでもらおうと。例えば峰山なんかだったら、金毘羅さんのおみこしさんを自衛隊の方にお世話になったりしているのであれば、そういう方でもいいのではないかと、こういう話があるわけです。

具体的にどこと、そういうことは申し上げられませんが、例えばですよ、例えば、地域の方が例えばこのあたりに住んでくれと、地域として歓迎すると、歓迎するかどうかはわかりませんが、そうしてこうして、そしてアメリカの方と一緒にともになって交流を深めて暮らしていきたいと。これから先ずっと続くわけですから、そういう考えももっておられる方もまさしくあるんです。そんな話をするわけですが。

私が言いたいのは、例えばそういうような積極的に取り組まれるような地域があったら、防衛省もしくは市のほうが何かこう、積極的な取り組みとして支援をしていただけるのか。支援といいましても、何を直せ、お金を出せと、そういうことばかりではないですよ。そういう考え方に積極的に賛同していただけるのか。具体的などころがあるわけではもちろんありませんし、そのことを申し上げるつもりもないわけですが、そういうことは十分に想定されるわけですね。そのあたりでどのようにお考えでしょうか。

○岡田議長 中山市長。

○**中山市長** 我々に対する何か質問会になっていますが、全然いいんですけど。まず、前談のところで、防犯の問題。もうこれはどうしてもきちんとした形で来られる場合はやってもらわんと絶対いかんというふうに思っております。もちろん、交番の話も京都府を含めてお願いさせていただくわけですが、あわせて巡回されるというお話もいただきましたし、さまざまな関係の皆様と連携をして、このための取り組みをするということもお話していただいたので、これはもうきっちりとやっていただくというのが大前提です。

その上でですけれども、議員おっしゃいますように、逆にプラスに、来ていただくことをプラスにできひんかと、そういうお祭りだったりとか、車力の例でもお祭りだったり英会話教室だったり、いろんな形で地域社会の中に溶け込まれて、プラスの活性化の効果を出すような取り組みをしている。それは活性化にもつながるし、同時にそういったことを通じてより地元意識をもっていていただいて、防犯にもつながっていくということもあると思うんですね。だからそういう意味で、そういったことというのは非常に大切なことだなというふうに思います。

その上で、地域から自分のところにどうだというお声があったらというお話ですけれども、まずやっぱり一番考えないと、大切にしないといけないのは、一番基地から近い宇川、下宇川、尾和、袖志の皆さんの思いがどうかという、これを一番大切にしないといけないというふうに思います。その上でそういう地域のお話があれば、防衛のほうにもお伝えをし、通じて米軍のほうにもお伝えするということだと思いますけど、そんなことを通じてしていくのかなというふうに思います。

○**岡田議長** 近畿中部防衛局長。

○**及川防衛省近畿中部防衛局長** お答えいたします。米軍につきましても、非常にその地域との交流というものを大事に考えております。車力の例に今、市長さんも申したように、英会話教室、あるいはお祭りにも積極的に参加しておりますし、また、地域のいろんな行事がございます。ごみ拾いを行うとか、そういうところにも参加しておりますので、地域との交流というのは積極的に行うものと思っております。

また、私も防衛省といたしましても、地域の方々とのスポーツあるいは文化というものを通じての、日米交流事業というものを計画してまいりたいと思っております。さまざまな形で、地元との交流というものが、米軍との交流というものが積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○**岡田議長** 吉岡和信議員。

○**9番 吉岡和信議員** 僕はこれで最後にします。僕はですよ。

きょう、議会では3回目の説明を防衛省の皆さんからいただきました。また、市内ではどうで

すかね、宇川の小学校では3回、丹後町の地域公民館でも2回、峰山、久美浜それぞれ相当、十数回されておりますが、そういった中で先ほど市長、まあ池田議員の質問の中、僕も一般質問に当然絡んできますが、いたずらに時間を費やすことにはならないと。国の安全保障等々とも考えると、一定の段階で結論を出したいということですが、もう私も全くそのとおりだと思うのですが、相当丁寧な説明をされてきたと。なかなかこれ以上の答弁というか、回答は出てこないのではないかなと思うのですが、市長がその決断するそのタイミング、またどんな状況が生じたら、一定態度をはっきりするのかしないのか。

例えば今、袖志、尾和地域に精力的に入っていただいております。また漁業関係の皆さん方からも一定、要望が上がっておることも承知しておりますし、また御婦人方の思いも市に届けておるという状況も聞いておるのですが、まだ、地域の中で個別の地権者の皆さんに交渉していただく段階じゃないですよ。もう少し、その辺を詰めていただきたいというような状況だろうと思うのですが、この市長、市長御自身でその辺がいたずらに時間をかけないと、ではどんな状況が生じたら、市長が当初から言う、安心安全が確保されたと考えるのか。具体的な部分がありましたら、例えば袖志、尾和の区の皆さん方との中で、一定、合意が交わされた状況が、安心安全が確保されたと考えるのか。その辺はいかがでしょうか。

私もやはり地元の皆さんが一番重要です。水の確保の部分については、もうこれは具体的な話ですので、しっかりこれは対応していただけると。ただし、その安心安全の部分については、特に市長がおっしゃった安心という部分には心の問題、いろいろとありますね。治安の問題もあれば、また米軍が来ることによって仕事の部分等々がいろいろと発生するのですが、この部分はなかなか今から予見をしてというわけにはいかないわけです。そういう点で、先ほど市長が、繰り返しますが、いたずらに時間をかけないというのはどういう状況か、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○岡田議長 中山市長。

○中山市長 行政としてはとにかく住民の皆さんの安全や安心がいろんな意味で確保される状況かどうかということについて、しっかりと判断していかなければいけないというふうに思っております。それは置いておいて、住民の皆さんとの関係でどうかといったときに、例えばなんですけど、学校再配置のときがありましたけども、これも利害関係が錯綜するわけですね。もちろん、最初委員会を出していただきましたけど、地元の中に入ると賛成の方も反対の方もいると。大切なのは、市がどういうスタンスなのかということについて、そこら辺を見きわめながら出していくことが大切だということで、市の対応を出しながら説明させていただいたということがあった

と思うのですが、それはなぜかという、もちろん一番理想は区の皆さんと合意をしてやっていくというのが理想だと思うのですが、だけど賛成も、どんな問題もそうだと思いますけど、賛成も反対も必ずある問題だと思うのです。同時に賛成の方も反対の方も全員が声に出されるかというと、声に出して言われる方もいるけど、そうじゃない方もいると思うのです。では、声に出さないでいろんな思いをもっておられる方、反対の方、賛成の方、では、これを受けとめなくていいのか。声を出す人だけをするのかというと、違うと思うのです。それは区の取りまとめ役である区長さんも同じだと思うのです。田中議員がおっしゃいましたように、上からも下からも横からも大変だという状況でいらっしゃると思うのです。大変な状況におかれているということを決断させるかということですね。そこは一定の状況の中で、市が引き取って、極端に言う、僕らが矢面に立つというようなことも必要になってくると思うのです。だからそういうようなことなので、だから区の皆さんとの関係でどういう手続がどうだというのは、アプリアリに何かあるということではなくて、状況の中で我々がどう判断するかということで、それに対してどう説明させていただくかということ。大きな問題に対してしっかりと説明できるかということ。というようなことかなというふうに思っていますけど、いずれにしても、3カ月経過をしている。その間、3カ月は長い短いいろいろ議論はあると思います、それは。だけど我々としては真摯に考えさせていただいて、車力の場合も3カ月、4カ月。それで、車力の場合は全くけもの道に行く、どんなものかわからんという中からの手探りの中で重ねられての時間。我々はもちろんその例はいただきますけど、地域の実情が違うという部分で時間がかかっているわけですけども、だから、そういうこととのバランスで見ても、我々の手続、それから京都府の手続の進捗ぐあい、論点の詰まり方を見て、また区の皆さんのさまざまなお声やら、声なき声を聞かせていただきながら、最後、我々として判断させていただきながら、地元としての考え方を責任のある形で御当局にお伝えをするということだと思いますし、伝え方も全く、これはもう、まさにそれこそ山田知事とよく御相談させていただかないといかんことですが、無条件でということなのか、そうではなくてこういう条件は絶対お願いしますねと、そうじゃなかったら、この条件がダメだったらいつでもまた撤回を求めますよというようなこともつけて、地元の考えをお伝えするのか、それはちょっとよう相談しながらであるとか、そういう全体の状況の中でということだと思いますけども、そういうことかなというふうに思います。

○岡田議長 いいですか。後は一般質問でお願いできますか。

橋本議員。

○22番 橋本議員 済みません、1点だけ。先ほど私がいろいろ言ったのであれでしたが、具体

的にお答えをいただかなかったと思うのですが、その市の説明の中で網野、大宮、弥栄、この部分について、具体的に説明会をもっていただけるのでしょうかということについては、お答えされていないように思うのですが、どうでしょうか。

○岡田議長 中山市長。

○中山市長 これはもちろん地元の問題でもありますけども、広く市全体の問題でもあるということとで、この間、市全体を対象にした説明会もクールとしては2クールに分けてさせていただいたところであります。

現状、旧郡単位ではさせていただいている形にはなっているかと思いますが、1クール目、例えばさせていただいたときに、これは入って来ない人が悪いということではないですよ。ないですけれども、どういう、どれぐらい集まって会場に入り切れんようになったのかどうなのか、という状況の中で、いやこれはちょっと入り切れんなということであればまた、旧郡単位から旧町単位ぐらいにしようかというような運びにはなったのかなというふうに思いますけども、全体の状況判断の中で市域全体、最低、旧郡単位でさせていただく中で、またこういう場も通じて説明をさせていただくということで、現状はさせていただいているということでございます。

○岡田議長 いいですか。

これで質疑を終了します。

これをもって、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Xバンド・レーダーの配備計画についてを終わります。

以上で議員全員協議会を終了いたします。御苦労さまでした。

午後 5時59分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 修

署名議員 三 崎 政 直

署名議員 池 田 惠 一